

令和7年6月八峰町議会定例会会議録

令和7年6月11日（水曜日）

議事日程第1号

令和7年6月11日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第6号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 発議第7号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 発議第8号 八峰町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第7 発議第9号 八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について
- 第8 議案第48号 八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第49号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第50号 令和7年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第51号 令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第52号 令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第53号 令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 陳情第4号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木 壽保

説明のため出席した者

町長	堀内 満也	副町長	田村 正
教育長	鈴木 洋一	総務課長	和平 勇人
財政課長	堀内 敬文	企画政策課長	高杉 泰治
建設課長	浅田 善孝	防災町民課長	工藤 善美
農林水産課長	堀内 和人	商工観光課長	成田 拓也
税務会計課長	今井 利宏	福祉保健課長	菊地 俊平
教育次長	山本 節雄	学校教育課長	山本 望
生涯学習課長	鈴木 美由紀	農業委員会事務局長	内山 直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石上 義久	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、いつもご協力ありがとうございます。

それでは、これより令和7年6月八峰町議会定例会を開会します。

5番水木壽保君から入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員

長の見上でございます。

委員長に代わってご報告申し上げます。

当委員会では、去る5月16日及び6月3日に議会運営委員会を開催し、4月30日付けで議長から諮問のあった令和7年6月八峰町議会定例会の会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から13日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しました。

なお、本議会に上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要になることから、最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定しましたのでご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会副委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日から13日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長報告のとおり本日から13日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

報告に先立ちまして、初代八峰町長として町の発展に多大なご尽力を賜りました加藤和夫様が、3月20日にご逝去されましたことに、心から哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

さて、本日、令和7年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、5月25日に実施しました「防災訓練」についてであります。

この訓練は、42年前の5月26日に発生した「日本海中部地震」の大惨事を教訓に毎年、同時期に実施しておりますが、今年は椿・椿台地区を会場に、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で行いました。

当日は、自宅から自家用車や徒歩による避難を行ったほか、避難場所となっている八森体育館では、段ボールベッドの設置やプライベートテントの設営を行うなど、災害時の行動を確認したところであります。

今後も、日本海中部地震の被災地として、その記憶や教訓を風化させぬよう、関係機関との連携を一層強化しながら、防災力の維持・向上に努めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

5月9日に春の行政協力員会議を開催し、会議では、新たに行政協力員となった5名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いいたしました。

今後は、協力員の皆様から提案のあった意見を町政に反映できるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、全町一斉清掃についてであります。

春の全町一斉清掃を4月13日に行い、早朝から多数の町民の皆様に参加をいただきました。

八森地区においては、側溝の泥上げや漂着ごみなど、地域周辺の清掃を行い、峰浜地区では、地域の道路脇に捨てられている缶やビン、ペットボトルなどを拾い集め、指定の場所に運搬したところあります。

集められたごみは、全体で約5tでありましたが、ごみの中には、マットレスやマッサージチェアなどの不法に投棄されたと思われる廃棄物もあり、引き続き、マナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加していただきました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、6月29日に計画している八森地区海岸清掃の周知も図ってまいります。

次に、地域おこし協力隊及びPR大使についてであります。

今年3月末をもって任期満了を迎え、退任した3名の協力隊員に代わり、今年度から活動していただく1名に対し、4月1日付けで委嘱しているほか、もう1名の方にも内定を通知しております。

協力隊には、引き続き、SNSなどで町の様々な情報や魅力の発信をお願いするほか、

生薬栽培の振興や町特産品の販売促進等に、それぞれ取り組んでいただくこととしております。

また、役場の外部から町の魅力を発信することも重要と考え、今年度から、ふるさと八峰PR大使制度を創設し、町内外の3名の方に委嘱したところであります。

今後も、こうした関係者の皆様からご協力をいただききながら、更なる情報発信に努め、地域の振興に繋げてまいります。

次に、農業関係についてであります。

町では、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、今年度も「あぜ道巡回相談」を実施したところでありますが、県と農協に加え、地元農家11名が参加し、播種日や苗の状況を確認した後、今後の施肥の時期等について指導を行っております。

また、田植え作業については、4月の断続的な降雨の影響により耕起作業等に支障が生じ、例年より1週間程度の遅れがありましたが、現在は、ほぼ作業が終了しております。

今年は、全国的な米不足の影響もあり、米価は高値での取引が期待されますが、無事に出来秋を迎えることができるよう、引き続き、県や農協等の関係機関と連携しながら、品質管理などの適切な指導に努めてまいります。

次に、八峰町学校等再編検討委員会についてであります。

5月29日に開催した第2回検討委員会では、義務教育学校や小中一貫校、一体型小中学校など、それぞれの統合パターンによるメリット・デメリット、統合による経費節減効果等を各委員に提示し、理解を求めていただいたところであります。

委員からは、「統合パターンにより様々なメリット・デメリットがある中で、町として子どもたちをどう育てていくのが重要である」、「学校の特色をどのように出していくべきか協議していきたい」といったご意見がありました。

今後は、県内の義務教育学校などをご視察いただいた上で、引き続き、委員の皆様のご意見を伺いながら、小・中学校の再編に向けた具体的な方策について検討してまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第48号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第49号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事

(9工区) 工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号、令和7年度八峰町一般会計補正予算(第2号)は、既定額に1億2,937万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億4,973万1,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、広域一般廃棄物処理施設整備費負担金の追加などとなっております。

議案第51号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)は、既定額に28万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億38万5,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

議案第52号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、収益的支出の予定額に5万5,000円を追加し、収益的支出の予定額を2億5,160万9,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正であります。

議案第53号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算(第1号)は、収益的支出の予定額に966万6,000円を追加し、収益的支出の予定額を4億7,293万2,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、マンホールポンプ修繕費の追加による補正であります。

報告第3号、繰越明許費繰越計算報告については、令和6年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第4号、事故繰越し繰越計算報告については、令和6年度八峰町一般会計の事故繰越し繰越計算報告であります。

報告第5号、予算繰越額の報告については、令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

報告第6号、予算繰越額の報告については、令和6年度八峰町下水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は6議案で、報告件数は4件であります。

なお、八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、及び水沢山線1号・2号箇所施設災害復旧工事契約締結については、今議会中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(皆川鉄也君) 日程第4、発議第6号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する

条例の一部を改正する条例制定についてから日程第7、発議第9号、八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてまでの4件については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、発議第6号から発議第9号までは、一括上程とすることに決定しました。

事務局長に朗読させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長(石上義久君)

発議第6号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者 八峰町議会議員 水木壽保
賛成者 八峰町議会議員 見上政子
賛成者 八峰町議会議員 奈良聡子
賛成者 八峰町議会議員 芦崎達美
賛成者 八峰町議会議員 須藤正人

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について
八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由は、議会改革検討特別委員会の決定を踏まえ、町補助金等交付団体の長に就くことを禁ずる項目を削り、議員のなり手不足対策とするため条例改正するものです。

次のページが改正文です。

今回の改正については、第3条、政治倫理基準の遵守、第3号、補助金等交付団体の長、代表就任の規定を削り、同条第4号以降をそれぞれ繰り上げします。

発議第7号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者 八峰町議会議員 水木壽保
賛成者 八峰町議会議員 見上政子
賛成者 八峰町議会議員 奈良聡子
賛成者 八峰町議会議員 芦崎達美

賛成者 八峰町議会議員 須藤 正 人

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

八峰町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

提案理由は、特別委員会の設置や委員の選任等の適用関係を条文上明確化するため、条例改正するものでございます。

次のページが改正文です。

第4条、特別委員会の設置では、委員を特別委員に改め、選任時期を明確化するため重複規定を移動改正し、第5条、委員の選任では、関係条項を改正及び繰り上げし、第25条、参考人では、字句の整理をいたします。

発議第8号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆川 鉄也 様

提出者 八峰町議会議員 水 木 壽 保

賛成者 八峰町議会議員 見 上 政 子

賛成者 八峰町議会議員 奈 良 聡 子

賛成者 八峰町議会議員 芦 崎 達 美

賛成者 八峰町議会議員 須藤 正 人

八峰町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

八峰町議会会議規則の一部を次のように改正する。

提案理由は、現在の社会情勢に照らし、緊急を要するときの会議時間の変更、議場に入る者の携帯品について、条文の整備を行うため規則改正をするものです。

次のページが改正文です。

第9条、会議時間では、会議中、議長は会議に宣告することにより会議時間の変更ができることとし、会議中でない場合において、議長が災害など緊急を要し、特に必要と認めるときは、会議時間を変更できることを明示します。第102条、携帯品では、コート、マフラー、傘に改め、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から届け出制とします。ただし、会議中のこれらの機器の私的な利用を認める趣旨ではございません。

発議第9号

令和7年6月11日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者 八峰町議会議員 水 木 壽 保

賛成者 八峰町議会議員 見 上 政 子

賛成者 八峰町議会議員 奈 良 聡 子

賛成者 八峰町議会議員 芦 崎 達 美

賛成者 八峰町議会議員 須 藤 正 人

八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について

八峰町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

提案理由は、社会情勢の変化に対応し、町民に開かれた議会の実現を図る観点から、傍聴人の定員や手続及び守るべき事項を定め、適切に対処するため規則改正をするものです。

次のページが改正文です。

第3条、傍聴人の定員。第4条、傍聴の手続。第5条、傍聴権。第7条、傍聴席に入ることができないものでは、物理的に生命・身体に危害を及ぼす可能性のあるもの、恣意的行為のために使用される恐れがあるものの携帯並びに視覚、聴覚、嗅覚的に会議妨害や傍聴妨害にあたる場合を制限します。また、主権者教育の面や子育て世代の傍聴をしやすい観点から、児童及び乳幼児の制限規定を削除します。第8条、傍聴人の守るべき事項。第9条、係員の指示。第10条、違反に対する措置では、関係条項に合わせ、繰り上げや字句の修正整理をします。会議の妨害や、ほかの傍聴人の傍聴妨害等を抑止し、傍聴の前提条件として静粛を旨とすることを包括的に規定するものです。

朗読は以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。日程第4、発議第6号から日程第7、発議第9号までの4件については、質疑を省略し、その後、発議ごとに討論と採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

これより順次、討論と採決を行います。

日程第4、発議第6号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第7号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第8号、八峰町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第9号、八峰町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第48号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由であります。秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則で定める期日の令和5年5月7日から請求期限である2年が経過したことによる、傷病手当金の支給に関する規定を削除）に伴い、関係条例の一部改正をするものでございます。

改正内容につきましては、次ページ及び提出しております新旧対照表をご覧ください。

議案書の改正文では、「第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。」という表現になっておりますが、内容といたしましては、新旧対照表にありますように「広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」という号を削除するというものであります。

ご存じのように、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行した関係で、同感染症に係る被保険者等へ支給する傷病手当金については、期限としている令和5年5月7日から請求期限である2年が経過したことに伴う、関係する文言の削除となっております。

ちなみに手当は、新型コロナウイルス感染症に罹患したという手当金ではなくて、罹患したことによって収入が減少した、ある一定の割合、収入が減少したことが認められた場合に傷病手当金を支給するというものでございます。

本町へ請求及び手当の支給はございませんでした。

施行日は公布の日とし、適用は令和7年5月8日からということとしております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 条例の中身ではなくて、条例改正の手続についての質問なんですけれども、先ほど町長の説明にもありましたように、政令の一部改正に伴う改正であるという説明がありました。で、本条例の適用日を事前に知っていたと思うんですけども、その適用日の前に改正案を上程し、議決を経て、公布、施行するというのが原則ではないかと思うんですけども、これでは実質的に事後承諾と言わざるを得ないのではないかと思うんですけども、そのあたりについての見解を伺います。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。
- 福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。
- 確かに広域連合の議会が2月に開催されまして、その日に議案の方は可決されたということになっておるんですけども、県内市町村25市町村ありますけれども、3月議会に間に合わないというような自治体もございまして、秋田市の音頭によってですね、6月、もしくは3月以降の直近の議会で提案しようではないかというようなことになりまして、今回合わせるということになっております。確かに議員指摘のとおり、時期的についてちょっと遅いのではないかと、タイムリーではないのかという話は確かにごもっともなおりでありますけれども、現実的に新型コロナに関しては5類に移行してしばらく経過しているということで、現実的に請求はないだろうということで、この時期の上程とさせていただいたということになりますので、よろしくようお願いいたします。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） 傷病手当の支給の申請がなかったということですが、実際これをどのようにして町民の皆さんにこれを周知したのか。分からない人がいるのではないかなと思うんですけども、実際コロナにかかって、それで仕事ができなくなって生活に困ってるというふうなことで、こういう傷病手当金が出るというのをどのように周知してましたか。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保

健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

当町でそれほど多く周知したという事実は確認できておりませんが、広域連合の方でホームページに載せるなどとして周知は図っておることと思います。また、病院等のレセプトにより、それがコロナが原因だということであれば、医療機関と連携し、しかるべく手当金の請求及び支給に繋げていこうとしていたものであります。

ただ、広域後期高齢者という特殊な制度でありますので、75歳以上の方がコロナに罹患して収入が減るといったようなことがなかなかなかったから、この支給及び請求がなかったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月15日に指名競争入札に付し、令和7年3月5日請負変更契約を行った「令和5年度発生災害復旧工事（9工区）」について、下記のとおり改めて請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（9工区）

2. 契約金額 変更前 9,901万9,800円、
変更後 9,927万1,700円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地
伊藤栄建設株式会社
代表取締役 伊藤栄典
4. 支出項目 令和7年度八峰町一般会計（事故繰越）
11款 災害復旧費
1項 公共土木施設災害復旧費
1目 公共土木施設災害復旧費

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですけれども、町道泊沢線の復旧で現場精査の結果、舗装面積が増加したことが要因となり、25万1,900円を増額するものです。

なお、工事箇所や現場状況等については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、併せてご確認願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。
- 11番（山本優人君） 物価高ということで了解はしますけれども、25万円程度の増額で変更契約しなければならないほどの重要性があるのでしょうか。25万円程度の儲けが減ったことで変更契約が申請をされるというのは、ちょっとこの会社の存続すら心配になるような感じしますよ。その辺どうなんでしょうか。もうちょっと交渉の余地があったのではないのかなと。25万円増えるから変更契約してくださいということではなくてですね、25万円増えたけども私の会社は頑張りますと、町でもそのぐらい認めてくださいというふうに言えなかったのかなというふうに思いますが、その辺の対応、どういうふうな経緯でここまで来たのかということをお報告願いたい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 今回の変更契約の関係ですけれども、災害の査定にあたって現場を確認した後に本設計を組ませていただいたんですが、その後以降に影響範囲が広がったということで、金額にすれば25万円、面積して20㎡なんですけれども、まず変更が出たということで、業者さんの方とも打ち合わせはさせていただいたんですが、県の方、国の方にも確認して、その分、国の補助金の方も対応できるということだったので、今回は変更契約ということで上程させていただきましたので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第50号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第50号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,937万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,973万1,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀内満也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、地方債の変更でございます。

1つ目は、一般廃棄物処理施設建設工事費等負担金、いわゆる広域のごみ処理施設建設費負担金の増額に伴い、その財源となる町債の限度額を6,980万円増額し、5億8,910万円とするものでございます。

2つ目の道路長寿命化修繕計画策定事業から、4つ目の水沢橋橋梁補修事業までは、国の内示により事業費が増額となるため、町負担分となる町債について、限度額を増額するものでございます。

また、5つ目の安全安心なまちづくり推進事業から、最後のスクールバス運行事業までは、過疎債ソフト分の配分額が増額となったことにより、事業間で調整するものでございます。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

はじめに、歳入についてでございます。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金は、町外に通園する認可保育園の施設型給付費について、国の公定価格が改定されたため、国庫負担金34万6,000円を追加するほか、一つ飛んでいただきまして、16款県支出金1項1目民生費県負担金2節児童福祉費負担金についても、同じ理由で、県負担金10万1,000円を追加するものでございます。

一つ戻っていただきまして、15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金116万3,000円を追加するものでございます。

次の4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金は、国の内示に伴い、町道大沢大野線道路改良工事の財源に充てる社会資本整備総合交付金594万2,000円と、水沢橋橋梁補修事業の財源に充てる道路交通安全対策事業補助金2,762万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

20款繰越金は、歳入歳出補正全体の財源調整のため、126万3,000円を追加するものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

21款諸収入5項5目助成金のうち、1つ目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業補助金は、職員給与費の補正に伴うもので2万9,000円の追加でございます。

2つ目の花火大会運営助成金は、企業からの助成金で80万円の追加でございます。

3つ目の地域主体の取組強化事業補助金は、秋田の観光創生推進会議からの補助金を活用して御所の台エリア未来ビジョン策定経費に充てるため、100万円を追加するものでございます。

次に、22款町債つきましては、2目衛生債は、広域のごみ処理施設建設費負担金の増額に伴い過疎債を追加するもので、5目土木債は、いずれも国の内示により事業費が増額となるため、過疎債を追加するもので、6目消防債と7目教育債は、過疎債ソフト分の配分額を事業間で調整するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

今回の補正予算では、職員給与費の補正を行っておりますが、4月1日付けの定期人事異動に伴う増減となっておりますので、その部分についての説明は省略させていただきます。

それでは、少し飛んで16ページ・17ページをお開きください。

3款民生費1項2目老人福祉費10節需用費ですが、移送支援サービスの提供に使用している福祉車両の乗降ステップが故障したため、修繕料31万2,000円を追加するものでございます。

次の18ページ・19ページをお開きください。

3款民生費2項1目児童福祉総務費のうち、18節負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のところでもご説明しましたが、公定価格の改定に伴い、町外に通園する認可保育園の施設給付費について、町の負担金48万1,000円を追加するものでございます。

20ページ・21ページをお開きください。

4款衛生費2項1目清掃費12節委託料につきましては、峰浜地区の資源ごみの中間処理について、価格改定により値上げとなったため、一般廃棄物収集運搬業務委託料105万5,000円を追加するものでございます。

なお、この追加の概要の説明資料をタブレットに掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、能代山本広域市町村圏組合が実施する一般廃棄物処理施設整備事業について、事業費が増額となったことにより、町の負担金6,973万7,000円を追加するものでございます。

なお、この増額の概要の説明資料につきましてもタブレットに掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

次に、6款農林水産業費1項5目農地費につきましては、3月に能代市朴瀬で発生した第2号導水路の漏水による復旧工事に要する経費として、実施主体である能代地区土地改良区に対する県営造成施設等突発事故復旧支援事業補助金124万1,000円を追加するものでございます。

24ページ・25ページをお開きください。

7款商工費1項2目商工振興費につきましては、国の重点支援地方交付金を活用し、燃料価格高騰の影響を受け、経費が掛かり増しになっているトラック運送事業者の経営安定化のための補助金として、11万3,000円を追加するものでございます。

また、同じ交付金を活用し、酒米・加工用米の価格高騰の影響を受け、価格転嫁が困難な酒蔵やハタハタ寿司加工販売業者に地場産業強化のための補助金として、105万円を追加するものでございます。

なお、この交付金の事業内容の説明資料もタブレットに掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

次に、3目観光費12節委託料につきましては、秋田の観光創生推進会議からの地域主体の取組強化事業補助金を活用して、コロナ禍で変化した新たな観光・旅行ニーズに対応し、多様な関係者と連携して実効性のある御所の台エリア未来ビジョンを策定する経費として、100万円を追加するものでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、8月に開催予定の八峰花火フェスの運営に対し、企業からの助成金を八峰町花火大会補助金として80万円補助するものでございます。

26ページ・27ページをお開きください。

8款土木費2項2目道路新設改良費と、次の3目橋梁維持費の14節工事請負費につきましては、国の内示により事業費が増額されたことから、町道大沢大野線道路改良工

事に1,198万5,000円、水沢橋橋梁補修工事に4,500万円を、それぞれ追加するもの
でございます。

少し飛んで34ページ・35ページをお開きください。

13款諸支出金3項1目国県支出金返納金22節償還金、利子及び割引料は、循環型社
会形成推進交付金の精算に伴う過年度分の国庫返還金で、4万7,000円を追加するもの
でございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い
いたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませ
んか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 何点か質問したいんですけれども、まず1点目、25ページの
委託料、御所の台エリア未来ビジョン策定委託料100万円とあります。これ、全協で説
明を受けました。ちょっとやはり納得がいかないというか、もう一回説明をちょっとお
願いしたいんですけれども、まずこの御所の台再構築事業に風力発電事業がかじ取りを
して提案をする。そして、そのメンバーの中に、最終会議の中に、甲斐徹郎(株)チー
ムネットをはじめ、大森三四郎さん、それから大手の事業者さん、こういう人たちで、
住民からは滝の間から住民代表ということで門協議員さんが一人参加してますけれど
も、これがどうも全協の説明だけではなかなか納得いかない点があります。

まず、どういうふうなビジョンがあるのかというところもありますけれども、アドバ
イスされたその内容を見ますと、私たちが日頃から全協とかで発言している、非常に暗
いとか動線が悪いとか、そういうことはいろんなところで、ハタハタ館との会議の中
でも話していたことが、改めてこの人たちの話だったら何とかなるのか、私たちがいくら
言ってもそれが変えられなかった点で、この風力発電のかじ取りを取って提案した人
たちのことだったら聞くのかというところがちょっと分かりません。で、今年度は100万
円、で、その来年度は900万円というふうにあの、で、一般会計からは出さないと言
いますけれども、どうもその辺の、どこがどうなってどういうふうな使い方されてそう
なるのかっていうことがちょっと分かりませんので、いま一度、ハタハタ館と、それ
から産直、それらの関連でどのように構想を考えているのか、ちょっとこの場で説明し
きれないと思いますが、まず町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観

光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

今回の100万円の委託料につきましては、御所の台エリアの再構築事業に関する内容となっておりますけれども、議員がおっしゃってる風力発電の事業者のかじ取りという部分につきましては、そういったことではございません。町が御所の台エリアを中心に町全体のまちづくりが推進されるようにというような内容で進めるものですが、その部分について、多様な方々の協力を得ながら、ワークショップを開いて意見をいろいろ聞きながら進めていこうといった段階できているところです。今後は、住民代表の方を増やすなり、様々な方々の意見を聞くなどしながら進めていきたいと考えております。

それから、会議の中で議員がいろいろハタハタ館について提案とかいろいろな意見をいただいている部分につきましては、当然ですけれども、たくさんの要望事項とかそういった意見があるということを全体を通してそういったビジョン作成の方に反映させていくこととなりますので、ご了承いただきたいと思います。

さらに、ハタハタ館とか産直が確かに御所の台の中心ではありますけれども、あの地域を中心とした、もちろんその観光客の増ですとか、そういった会社の経営とかにも当然寄与されるものではありますけれども、そういった方向だけではなくて、御所の台エリアを中心に様々な部分を見直すといえますか、いろんな方々のそういった知見を基に、町のその将来に向けてビジョンを作成していきたいというような内容で考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 非常にあいまいな、これからどういう形でその町民を巻き込んでいくのか。その全協で出されたその説明によりますとね、題名にもうはっきりもう風力発電事業をかじ取りをしたって提案するというので、はっきり書かれてるわけです。それに対して、それを提案を基にして、それでいろんなことがこれから打ち出されてくると思うんですね。それにしても、あまりにもやっぱりこの住民を無視したその会議のやりとりであったのではないか。これから今後町民を巻き込んでどのような、まあ産直とか、それからハタハタ館とか、そういうふうな人たちをどのように巻き込んで、もう少し、もう少しはっきりというか、出せないものでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2月に開催しましたワークショップのメンバーにつきましては、説明をさせていただいたとおりですけれども、このメンバーに固定した考えはございませんので、より多くの町民の皆さんも巻き込みながら様々な意見を聞いて進めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 21ページの一般廃棄物処理場の建設についてお伺いをしたいと思います。町長に伺います。

さきの広域議会で、いろいろとこの変更契約について議論がされました。5月の23日に全員協議会を開催するという予定でありましたが、それが中止になりました。そして6月の2日、本会議でこれを議論すると。昨年3月に23億円の増の変更契約がありました。そしてその後、請負金額は110億円。そして今度また6月の2日に8億円の増の変更契約と。これに対してですね、全員協議会を中止をして、そして詳しい説明もないまま本会議をやった。本会議は質問3回までですね。それで議員の理解が得られるのかどうか、非常に疑問でありました。附帯工事、特殊工事などがですね突出してたんです。日立造船が頭になってるわけですが、その大企業ですね設計部、そういうところがですね、こういう工事に対して、そういうところをね見てなかった。附帯工事、特殊工事をですよ。あり得ないと思うんですね。そしてその詳しい説明。どうして附帯工事がこういうふうには予算が増えたのか。特殊工事がどういう特殊な工事であったのか。その資材がどうなったのか。それを一切説明がないままですね、我々の質問に対して議会事務局長がですね、しどろもどろの説明をする。まあ町長もいましたから、説明がもう全然になってないんですよ。本当の、この一番大事なところについての説明が全然できなかった。それでも採決をする。そして可決になりました。で、我々もですね、私は反対しましたが。この全員協議会でそういう詳しいところをですね、しっかり説明をしていけば、私も賛成していたと思います。早く進めなければならない工事ですから。ところがそういう雑なですね、広域の議会運営をしている。私は非常に憤りを感じました。まあ町長は広域の理事ですから、そういういろんな説明があったと思います。しかし、我々議員にはその説明がないわけですね。町長は、あの臨時議会、どう思いましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えします。

まず議員、議会をどう思ったかっていう私の所感でございますけども、やはり昨年です、20億円近い変更があって、また今回8億円ほどの増額を提案していただいて、まあご可決いただいたところでございますけども、その1年前もですね実はそのやはり全協でしっかりと説明するべきじゃないかといったご意見をですね、議員の方々からいただいたのも私は承知しておりました。したがって、今回実は23日に全員協議会が開かれるというところも聞いておりましたので、そういった流れでやるのかなというふうにも私捉えていたところでございますけども、議会事務局長の説明どおりですね、やはり事前の審査になってしまうんじゃないか、あるいはそういったことが懸念されるので、なかなかその額をですね明示することはできないと、そういったご説明でしたので、本当にそれで大丈夫かなと実は私も不安に思ったところはありませんけれども、しっかりと議会の中で説明していきたいというような話がありましたので、そういった体制で本会議に臨んだところでございます。しかしながらですね、議員おっしゃるとおり、やはり質問が3回までといった制限の中でですね、なかなかこう深まった議論ができなかったんじゃないかなというような思いも実は私自身持っておりますので、やはり今後ですね、しっかりと理事という立場でございまして、しっかりと議員の皆様にも納得いただけるようなそういった体制づくりをするためにもですね、やはり全員協議会というのをしっかりと開催すべきじゃないかということも、やはり今後ですね事務局の方にも伝えていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ理事ですから、中止にした、全協を中止にした、その中止にした説明とか、また、例えば議長、副議長がいますね。説明がないわけですよ、はっきり言って。この前の私どもの全協でも、その中止にした理由が分からないような発言がありました、そういう状態の広域なんですね。正に能代市議会がもう独占でこう動いてると。もう他の町村がですね、ただそれについていってるような感じの広域議会なんですね。それでは私はね、この能代山本が発展しないと思います。どうかですね若い堀内町長からですね、広域の理事会で、やっぱり堂々と代表理事に発言をしていく。どうもね、みんな、田川町長、佐々木町長、堀内町長、遠慮しているような感じを受けるんですね。はい、はいでは駄目ですよ。思ったことをですね、どんどん代表理事に発言をしていってください。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁を求めますか。

○9番（須藤正人君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今、同様の話ですけども、この今回の契約変更、まだ完成にはほど遠いんだとすれば、またもう1回も2回もあるということを想定されるということ認識していいのでしょうか。それとも、そろそろ蹴るというような話もあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

インフレスライドの条項に関しての今回の2回目の協議請求となっておりますが、こちらの方、適用対象工事が2か月以上ある場合に、こちらのインフレスライド条項が対象となってまいります。工期の方が来年度の3月末というふうなことでするので、急激な物価高騰がない限りはないと推測はしておりますが、変更額のスライドの協議が全くないとは言い切れない状態であると認識しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） また上がった場合は、これ上がった部分について国の補助というのはまたついてくるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

一応、国の補助があるという前提で、そちらの方要求していくというふうなことで動いておる状況ではございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 25ページの観光費の花火について、80万円について伺います。

花火は毎年楽しみにして、今回やれてよかったなとつくづく感じてます。で、まあね、八峰町ならではの、まあこじんまりとした海に浮かぶ雄島からのこう陰になって、本当に静かな花火大会という感じを受けます。

それでですね一つお願いなのは、毎年、階段、海岸階段のところで見てるんですけれ

ども、あそこは結構人が来るんです。車も止めて、階段3段になってますので人が来るんですけども、音が全く、音響が聞こえてこないんです。いつ始まったのか、いつ終わったのか分からない。それで、ざわざわざわっと人の動くのを中浜からの見て、あ、終わったんだな、じゃあ終わるかっていう感じで、これをね、もう少しマイク延ばしてくれればなというのを毎年毎年感じてたんですけども、今回まあ80万円ということですので、こちらの階段海岸の方まで聞こえるようなそういう設備を整えてもらいたいと思いますが、実行委員会の方に伝えていただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

ただいまのお願いとおっしゃった件につきましては、先だつての全協の後に、直接私も、伺ったものについては担当の職員を通じて実行委員会の方へちゃんと伝えるようにはもう申し送りはしておりますけれども、改めて私の方からも直接実行委員会の方にもきちっと要望して、よりお客様に喜んでいただけるような開催内容に工夫していただきたいということを要望したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） トラック運送事業者経営安定化支援事業についてお伺いいたします。

全協でも話しましたが、この対象案件を見ると、これに該当する事業者、車の数は何台もないですよ。金額を見ても分かるとおおり、このぐらいのね事業者経営安定化支援事業と銘打つぐらいならね、もっと間口を広げてね、本社が町内になれば駄目だとかでなく、全協の時は魚屋さんとかの話しましたが、ダンプをやってる人もいますしね、個人経営者もいると思うんですよ。やはりこのガソリン、燃料の高騰は、やはりかなりのダメージを与えてると思うんですよ、事業者の皆さんにね。ですからね、もう少し間口を広げて、もっと強力な支援をできないものか、もう一回伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。

実はですね、国のこの交付金を活用した支援でございますけれども、昨年度から実は継続している事業もありまして、まだ清算至っていない、そういった事業が数多くございます。したがって、どの程度です余るのか、それともちょっともうギリギリ

なってるのかっていうところも正直いってまだつかみきれていないところがございますので、いずれそれがですねはっきりした段階で、改めてですね、この物価高騰で多くの町民の皆様が疲弊しているという事実はございますので、引き続きですね各方面、商工会等と色々な関係団体と連携・連絡等を取りながらですね、幅広くですね行き渡るような支援策を今後検討していきたいというふうに考えているところでございますので、その際はですね、また改めて議員の皆様へ報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 町長から力強い答弁をいただきましたが、いずれにしてもこの内容を見るとね、補助金が1台につき7,500円。我々でも7,500円なら足りないと思いません。事業者ならなおさらだと思います。もう少し手厚い支援をまたよろしくお願ひします。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 反対討論をいたします。

さきの全協において御所の台エリアの再構築構想、まあ町長の考え伺いました。全く私とは相容れない答弁でございましたが、この計画の原点というのは、長年続いているハタハタ館の赤字事業の改善にあるわけです。前町長がそのような形の中で道の駅誘致に踏み込んだ、そういう事業であったと私はこう認識しております。秋田県のトップが代わって、様々な事業、継続事業もあれば、あるいはまた新たな展開をしていく事業もでございます。うちの町長も、もちろん町長の政策展開というのはもちろん変わっていくでしょうし、しかるべきもんだと思っておりますけれども、この事業につきましては、まあ計画見れば補助事業をうまく使いながらまとめ上げた当局には大変敬意を表するわけでありまして、これらのこの内容を見ますと、抽象的な、正にこのきれいごとをきれいに並べたような、大変難儀したなというような、そういう計画のように私思えてならないんですね。この御所の台エリアの立地、そしてまた様々な環境を捉えた時に、やはり身の丈に合ったですね、そういうエリアにしていくべきだ、そういう思いから、この計画には、まあ当初の予算100万円のこのビジョンの作成予算でありますけ

れども、この計画見れば正に最終的には12年度以降までなっていく、非常にこの息の長い事業であります。そういうことを懸念いたしますと、私はこの事業に反対をせざるを得ない。

以上をもって私の討論といたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほど課長の方から、未来ビジョン策定の際の令和6年度の御所の台エリア再構築事業の中に、風力発電のこととか資源活用してまちづくりチームというふうなことで招集してはいますが、課長がね言われたことは、それは全然ないんだということですけれども、この前の資料の中には、未来ビジョンとは令和7年2月4日開催のワークショップをベースに、実際に地域で活動してるメンバーを参画させ、風力発電で言えば大森建設、それからエネオス、そういう人たちが入ってますけれども、そういう人たちのメンバーを参画させてワークショップ、モニターツアーなどを通じて御所の台エリアを中心とした八峰町全体のまちづくりを推進するよう、実効性、実現性のあるものが未来ビジョンであると書かれています。もうこれはね、2月の4日に話し合われたことをベースにということですので、2月4日に話し合われたのは正にこの企業の人たちなんです。エネオス、モンベル、それから観光協会、それから商工会、大森三四郎さん、甲斐チームなんか分からないんですけど、チームネットっていうところ、この会社の人たちが掲げたことをベースにこれからの事業をやっていくということで、まあまあどうなってるのか、さっぱりちょっと町民には納得できません。今年は100万円、来年度は合わせて1,000万円のこの未来ビジョンに費用がかかりますけれども、今のままではどう考えても町民には納得できないと思われまいますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 賛成討論がないわけですが、私も反対討論をしたいと思えます。

国際航業が御所の台エリアの構想を描きました。しかし、具体的なものは何もなくてですね、漠然としたそういう構想であります。道の駅をハタハタ館の近辺に移動してですね、それを建設するというのは、私はそれで賛成です。しかしながらですね、この漠然とした、はっきり言ってもやっとしたこの構想、これでですね、これからまあ詳しくいろんなものができたとしてもですよ、このエリアに人を呼べるとは思いません。私はね、堀内町長が考えたこの構想ではありませんから、今ここでかじを切るべきだ。よく考えてください。前の町長からやってきた事業をですよ、今の堀内町長がまた継続してい

く。私はしなくてもいいと思うんです。それを方向転換して、そしてもっと別なですね、ことを堀内町長が考えていく。その方がですね、私はこの八峰町の発展のためになると思うんです。どうもね、この事業が本当によくなるのかなって。労力の無駄遣い。まあいろんな課長さん方おりますけども、この労力をですね別の方向に向かわせた方が、この八峰町がよくなっていくのではないかなというふうに思います。よって、この構想について反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この100万円の予算化については賛成いたします。

まあ賛成討論ということになるわけですが、皆さんが心配しているこの御所の台の計画、確かによそのものというか、まあよそのものの企業が入って計画するものはいかなるものかというふうな感覚は私も多少はあります。ですが、やはり御所の台に限らずですね、八峰町を何とか改革っていうか、観光の町として成り立たせていくためにはですね、外部からの意見も必要ですし、それのほか観光開発をしていかないとですね、地域の資源というものが八峰町にないわけですよ。そのためにはいろんな取り組みをしていかないとですね、若者も残らないわけです。そういうふうなことから言うとですね、別にこの御所の台にホテルを建てるとか新しい施設を今すぐ建てるとかいうことを構想するのが最終的な目的だというふうに捉えがちですけども、それは後々の話であってですね、まず町をどういうふうな観光開発をしていくかということ念頭に置いて進めていって、その先に、じゃあこれのためには、まあこういう施設が必要だということになればそれでいいわけで、最初から施設を前提にしてこの会議をやるんだという感覚で物事を捉えたらですね、それは八峰町にとっては一つも夢のない町になると思いますので、この計画については私は賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 賛成討論させていただきます。

いや、本来ですと本当は反対の気持ちもあるわけですが、御所の台にお金かける分あったらポンポコ山方面もかけていただきたいなと、こう思うわけですが、やっぱりこれ何人か議員の方が今、賛成、反対討論おっしゃっておりますが、それだけ難しい事業だと思います。簡単であれば町長も単独で物事を進めたいと思います。しかしながら、非常にこの御所の台の策定には難しいと思うんですよ。はっきり言って、どうやったらいいのか、こうやったらいいのか、100%ないと思います。博打だと思います。ですか

ら、このように時間がかかっていると思います。で、偉い人といろいろお話し合ったり、単独でできない、そういう苦しさがあると思います。しかしながら、これは何としてもやっていくという町長の判断だとすれば、やはり町長の手腕を見たいので、是非とも立派に完成させて、今、山本議員もおっしゃったとおり、やはり1人でも2人でもね、この観光資源あるうち、いろんな手を使って手腕を見せていただくことを期待して賛成討論いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時30分より再開いたします。

午前11時26分 休 憩

.....
午前11時31分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第51号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第51号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億38万5,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり

りでございます。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀内満也

6・7ページ目をお開きください。

歳入、4款1項1目繰越金、補正前の額600万円から28万9,000円増額し、628万9,000円とするものであります。

8・9ページにあります歳出、3款1項1目医科一般管理費に同額の28万9,000円を増額するものです。

今回の補正予算につきましては、4月の定期人事異動後に人件費を反映させたものとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第52号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用に5万5,000円を追加し、補正後の額を2億5,160万9,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費1,699万4,000円に5万5,000円を追加し、1,704万9,000円とするものです。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので併せてご確認願います。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第53号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用は966万9,000円を追加、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用は4,000円を減額、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用は2,000円を追加、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用は1,000円を減額し、合わせて966万6,000円を追加し、補正後の額を4億7,293万2,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費2,499万1,000円に20万6,000円を追加し、2,519万7,000円とするものです。

令和7年6月11日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、沼田地区に設置されているマンホールポンプ1基に異物が混入し、内部が破損したため早急に修繕が必要となったことから、所要の経費を改正するものです。

なお、各事業ごとの補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので併せてご確認願います。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第14、陳情第4号、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)の意見書の採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明後日13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

午前11時40分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 1番 笠原吉範

同署名議員 2番 伊藤一八

同署名議員 3番 奈良聡子

